



あんなが

平成24年

Vol.74

5月1号



障害児者生活サポートセンターが完成

3月27日(火)に、安中市障害児者生活サポートセンター(原市1544-11)の落成記念式典が行われました。この施設では、障害者福祉サービスの強化を図るため、居宅介護サービス、放課後デイサービス(旧児童デイサービスⅡ型)、短期入所サービスの3事業を展開していきます。

市長対話の日

5月26日(土) 本庁 市民ロビー
6月はお休みです
時間▶午前10時~正午
※受付は午前11時まで
※都合により時間が変更になることもあります

主な内容

- P 2-3 第17回全国梅サミットが
開催されました
- P 4-5 平成24年度各予算のあらまし
- P 6 平成24年度市県民税について

人口と世帯

人口	62,269人 (-98)
男	30,518人 (-38)
女	31,751人 (-60)
世帯数	24,092世帯 (+26)

住民基本台帳人口(3月末日現在)
※()内は前月との比較

加盟自治体による今後の取り組みなどをご紹介します

静岡県熱海市
齊藤 栄 市長
梅や桜、熱海ブランド28品目などを連携して活性化していきたい

群馬県安中市
岡田 義弘 市長
梅は観光や地域づくりに大切な財産。それぞれの地域の活性化に期待したい

奈良県奈良市
森 誠康 観光経済部長
観光施設、ふれあい市場などの施設整備やイベントを開催し観光・地域振興を図りたい

茨城県水戸市
高橋 靖 市長
日本一の品種を持つ梅園を目指すとともに水戸の魅力を発信していきたい

福岡県太宰府市
平島 鉄信 副市長
地元団体と連携した取り組みや商品開発を行ってきたい

埼玉県越生町
田島 公子 町長
梅料理のいろんな形物を新しく発見していく

和歌山県みなべ町
小谷 芳正 町長
生産・販売に力を入れ首都圏を中心にピーアールしていきたい

東京都青梅市
竹内 俊夫 市長
今までよりすばらしい梅園にすべく梅の郷の復興を目指す

愛知県知多市
渡辺 正敏 副市長
梅を使った町おこし、観光に力をいれたい

神奈川県小田原市
加藤 憲一 市長
生産地としてしっかり梅をつくり、常に経済に貢献する

問合せ▶谷津庁舎商工観光課観光係 (☎内線3222)

※神奈川県湯河原町は、都合により欠席されました



第17回全国梅サミットが開催されました

梅の生産地として知られる全国11の自治体でつくる全国梅サミット協議会の「第17回全国梅サミット」が3月3日(土)・4日(日)の2日間にわたり、13年ぶりに安中市を会場に行われました。

3日には、梅サミット協議会会長の岡田義弘安中市長のあいさつから始まり、次期開催地の選定や役員選出、「梅による観光と地域づくりについて」をテーマに首長会議を開き、梅サミット宣言が採択されました。

また、八城人形浄瑠璃城若座による記念公演、加盟自治体によるわがまち紹介、特産品のプレゼント抽選会などが開催され、たくさんの方でにぎわいました。

4日には、会場を秋間梅林へと移し、観梅公園内に設置した会場で記念植樹が行われ、秋間梅林を散策後、JR安中駅から蒸気機関車「D51」に乗り、横川駅までの道のりを体験しました。

その後に行われた歓迎レセプションでは、NPO法人三曲合奏研究グループ「箏美会」による箏演奏の中、加盟自治体の交流や意見交換が行われました。

第17回全国梅サミット宣言

梅は、加盟市町にとって、地域の観光や地域づくりを進めるうえで大切な財産であり、またそれぞれの市町が持つ歴史、自然、文化等と共に次の世代へ引き継いで行かなくてはならないものである。

加盟市町がそれぞれの梅をめぐる地域環境のなかで、梅を活用した観光振興や地域づくりの取り組みを行っているが、更なる情報交換を行い、魅力ある梅による観光振興や地域振興、梅関連文化や産業振興に連携、協同していくことを本日の梅サミットで再確認した。

梅による観光や地域づくりを進める加盟市町が共に発展していく願いを込め、ここに宣言を行う。

- 一、梅による観光と地域づくりを加盟市町の相互交流・情報交換をもって、積極的に推進します。
- 二、梅を大切な財産として、加盟市町において、歴史、自然、文化等と共に次の世代へ引き継ぎます。

平成24年(2012年)3月3日 第17回全国梅サミットIN安中

平成24年度 各予算のあらまし

平成 24 年度の安中市一般会計、特別会計および公営企業会計の予算をお知らせします。

一般会計予算 232億2,900万円 (前年度当初予算比0.7%減)

歳入歳出の主な内訳 ※() 内は全体に占める割合

歳入		歳出	
市 税	92 億 9,161 万 4 千円 (40.0%)	民 生 費	80 億 8,948 万 2 千円 (34.8%)
市 債	38 億 2,380 万円 (16.5%)	教 育 費	42 億 2,104 万 2 千円 (18.2%)
地方交付税	30 億円 (12.9%)	公 債 費	23 億 8,825 万 8 千円 (10.3%)
国庫支出金	23 億 1,477 万 7 千円 (10.0%)	総 務 費	23 億 5,620 万 9 千円 (10.1%)
県 支 出 金	13 億 5,616 万 7 千円 (5.8%)	衛 生 費	20 億 2,878 万 1 千円 (8.7%)
そ の 他	34 億 4,264 万 2 千円 (14.8%)	そ の 他	41 億 4,522 万 8 千円 (17.9%)

主な事業と予算額

地域防災計画策定事業(1,326万2千円) 地域防災計画の見直しを図る。	安中様名駅周辺交流広場整備事業(北側 A 区域) (5,541万6千円) ・全体整備面積 約0.8ha ・ふれあい広場整備
防災行政無線事業(1億1,331万円) 屋外子局等設置工事、防災情報などメール配信システム整備	臼井小学校体育館耐震補強及び大規模改造事業 (1億8,249万円) 工事監理、補強及び大規模改造工事
放射線対策事業(2,000万円) 工事費、備品購入費	坂本小学校体育館耐震補強及び大規模改造事業 (1億7,392万円) 工事監理、補強及び大規模改造工事
ごみ焼却炉処理制御装置更新事業(1億3,500万円) 計装設備及び自動燃焼制御装置の更新	第一中学校体育館耐震補強及び大規模改造事業 (5億6,492万5千円) 工事監理、補強及び大規模改造工事
障害者福祉施設整備事業(1,000万円) 就労系福祉事業所の建設に対して、建設事業費を補助する。	第二中学校校舎耐震補強及び大規模改造事業 (5億7,617万3千円) 工事監理、補強及び大規模改造工事。債務負担行為を設定し2カ年事業
放射線測定器購入事業(児童福祉事業) (283万5千円) 放射線測定器を購入し、認可保育園・幼稚園に配置する。	築瀬二子塚古墳保存整備事業 (3億4,305万5千円) 築瀬二子塚古墳および周辺を整備する。平成24年度については、用地取得、設計委託など
橋梁長寿命化事業(3,000万円) 橋梁長寿命化計画を策定し、橋梁を適性に維持管理をするとともに高速道路跨道橋長寿命化工事を実施する。	
都市計画に関する基本的な方針の策定事業(1,086万9千円) 都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関するまちづくりの将来ビジョンの策定を行う。債務負担行為を設定し3カ年事業	

特別会計予算合計145億4,007万7千円 (前年度当初予算比5.4%増)

各特別会計の予算額

国民健康保険特別会計 (前年度当初予算比 1.7%増) 74 億 2,633 万 9 千円	下水道事業特別会計 (前年度当初予算比 16.4%増) 10 億 6,315 万 4 千円
後期高齢者医療特別会計 (前年度当初予算比 11.7%増) 7 億 65 万 7 千円	健康増進施設恵みの湯事業特別会計 (前年度当初予算比 0.1%減) 1 億 8,761 万 7 千円
介護保険特別会計 (前年度当初予算比 8.4%増) 51 億 6,231 万円	

各企業会計の予算額

水道事業会計 収益的収入および支出 水道事業収益 13 億 9,592 万 2 千円 水道事業費用 13 億 1,695 万 6 千円 資本的収入および支出 資本的収入 2 億 9,892 万 9 千円 資本的支出 11 億 1,329 万 3 千円 ※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 8 億 1,436 万 4 千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額 3,645 万 3 千円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 9,532 万 9 千円、建設改良積立金 2 億 8,258 万 2 千円で補てんする	病院事業会計 収益的収入および支出 病院事業収益 24 億 2,841 万 3 千円 病院事業費用 26 億 4,615 万 7 千円 ※収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額 2 億 1,774 万 4 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 1,774 万 4 千円で補てんする 資本的収入および支出 資本的収入 6 億 5,771 万 4 千円 資本的支出 7 億 5,596 万 6 千円 ※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,825 万 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金 9,825 万 2 千円で補てんする
介護サービス事業会計 収益的収入および支出 総事業収益 5,563 万 7 千円 総事業費用 5,563 万 7 千円 資本的収入および支出 資本的収入 0 円 資本的支出 80 万円 ※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 80 万円は、過年度分損益勘定留保資金 80 万円で補てんする	

問合せ▶本庁財政課財務係 (☎内線 1 0 5 2)

市県民税について

市県民税の扶養控除が変わります

平成 22 年度の税制改正により市県民税の扶養控除が平成 24 年度から次のとおり改正されました。(所得税では平成 23 年分から適用されています。)

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33 万円)が廃止されます。
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12 万円)が廃止され、控除額 33 万円の一般扶養となります。

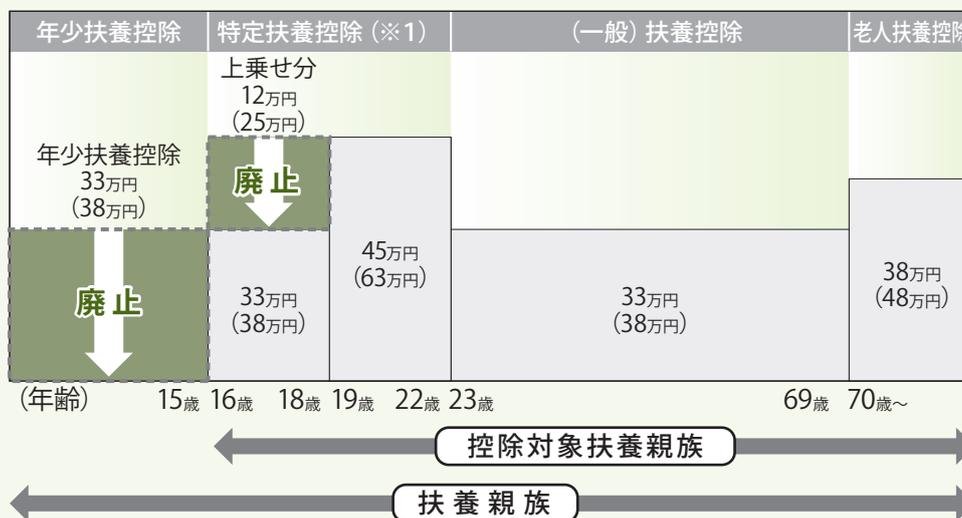
なお、特定扶養控除に関して、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(45 万円)、23 歳以上 70 歳未満の扶養控除(33 万円)および 70 歳以上の老人扶養控除(38 万円)については今までと変わらないほか、障害者控除は年齢にかかわらず引き続き計算されます。

※15 歳以下の年少扶養控除は廃止されますが、市県民税の非課税限度額の算定では扶養親族の人数として含まれます

例：子ども3人(23 歳 1 人・18 歳 1 人・15 歳 1 人)を扶養にとっていた場合

※年齢は平成 23 年 12 月 31 日時点で判定

	平成 23 年度まで	平成 24 年度から
23 歳の扶養控除額	33 万円	33 万円
18 歳の扶養控除額	45 万円	33 万円
15 歳の扶養控除額	33 万円	0 円
控 除 額 合 計	111 万円	66 万円



※1 16歳以上19歳未満の特定扶養控除は一般扶養控除に移行します。

※2 ()内の数字は所得税の控除額です。

年金を受給している皆さんへ

平成 23 年分の確定申告から公的年金等の収入が 400 万円以下で、年金以外の所得金額が 20 万円以下の年金受給者の確定申告が不要になりましたが、生命保険料控除などを市県民税に反映させるためには市県民税の申告が必要です。**申告がない場合、市県民税額が高くなる場合がありますので、ご注意ください。**

※平成 23 年分の所得税の確定申告をした人はその申告内容が平成 24 年度の市県民税に反映されます

※年金以外の所得がある人は金額が 20 万円以下でも市県民税の申告が必要です

問合せ▶本庁税務課市民税係(☎内線1064・1065・1066)

平成24年第1回安中市議会定例会報告

3月2日（金）から3月22日（木）にかけて、21日間の日程で平成24年第1回安中市議会定例会が開催され、平成24年度安中市一般会計予算など、51議案を市長が提出しました。

○教育委員会委員の任命について

○公平委員会委員の選任について

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

○高崎市等広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

○高崎市の公の施設である高崎市臨海学校を安中市住民の利用に供させることに関する協議について

○安中市障害児者生活サポートセンター条例の制定について

○安中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○安中市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

○安中市市税条例の一部を改正する条例について

○安中市公民館条例及び安中市図書館条例の一部を改正する条例について

○安中市体育施設条例の一部を改正する条例について

○安中市介護保険条例の一部を改正する条例について

○安中市地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例について

○安中市農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について

○安中市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○安中市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

○安中市市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例について

○安中市原市第一学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○安中市原市第二学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○安中市磯部学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○安中市磯部学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○安中市障害児者生活サポートセンター公の施設の指定管理者の指定について

○安中市地域活動支援センターまついだ公の施設の指定管理者の指定について

○安中市在宅重度心身障害者等デイサービスふれあいの家公の施設の指定管理者の指定について

○安中市舞茸等生産施設公の施設の指定管理者の指定について

○安中市農産物直売所公の施設の指定管理者の指定について

○国民宿舎裏妙義公の施設の指定管理者の指定について

○碓氷峠の森公園公の施設の指定管理者の指定について

○市道路線の廃止について

○市道路線の認定について

○平成23年度安中市一般会計補正予算（第5号）

○平成23年度安中市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○平成23年度安中市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○平成23年度安中市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○平成23年度安中市水道事業特別会計補正予算（第2号）

○平成23年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計補正予算（第2号）

○平成23年度安中市病院事業会計補正予算（第1号）

○平成23年度安中市水道事業会計補正予算（第2号）

○平成23年度安中市一般会計予算

○平成24年度安中市国民健康保険特別会計予算

○平成24年度安中市後期高齢者医療特別会計予算

○平成24年度安中市介護保険特別会計予算

○平成24年度安中市水道事業特別会計予算

○平成24年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計予算

○平成24年度安中市水道事業会計予算

○平成24年度安中市病院事業会計予算

○平成24年度安中市介護サービス事業会計予算

○安中市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について



『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

◎ メタボリックシンドロームと生活習慣病

自覚症状がなくても、1年に1度は特定健診を受けましょう

「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」とは、腹部肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常を2つ以上併せもった状態のことです。目立った自覚症状はありませんが、動脈硬化を着実に進行させてしまいます。動脈硬化が進行すると、「狭心症」「心筋梗塞」「脳梗塞」「脳出血」などの生命に関わる病気を引き起こします。

平成20年度から始まった特定健診では、メタボリックシンドローム予防に重点をおいた健診で、おへそ周りの測定が行われるようになりました。男性で腹囲85cm以上、女性で90cm以上の人は、腸のまわりなどに脂肪(=内臓脂肪)がたまっている疑いがあります。

腹囲の測り方

腹囲はズボンやスカートなどの位置ではなく、おへその高さで、衣服を着けない状態で測りましょう



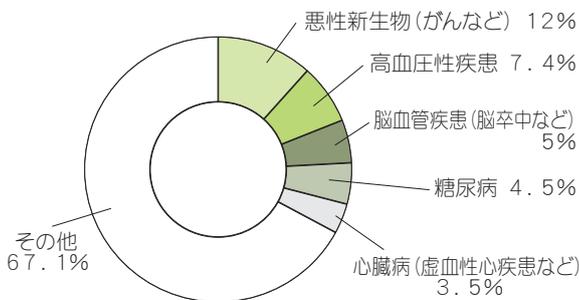
医療費の約3割は、生活習慣病が占めています

安中市国民健康保険の疾病別の医療費では、がん、高血圧、脳卒中、糖尿病、心臓病などの生活習慣病が約3割を占めています。また、1人当たりの医療費は、加齢とともに増える傾向にあり、50代になると急増します。特に男性に顕著に表れています。

下のグラフは、安中市国民健康保険に加入されているみなさんの状況を表しています。

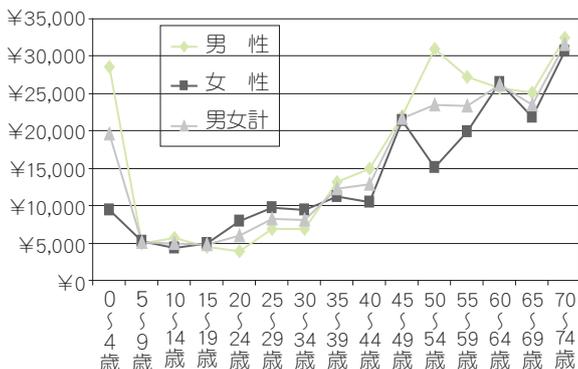


疾病分類別診療費



1人当たり医療費

(平成22年5月診療分)



生活習慣病は、食べ過ぎや運動不足などの生活習慣の積み重ねによって進行します

毎年、必ず特定健診を受診し、特定保健指導利用券が郵送された人は、必ず生活習慣改善のための支援(チャレンジ!メタボ180日)を利用しましょう。(生活習慣病の発症や重症化を予防し、増え続ける医療費を抑制することを目的としています。)

高血圧は脳卒中や心血管病の原因につながります

血圧が高いだけでは自覚症状は特にないことが多く放置されがちです。高血圧から引き起こされる病気は、動脈硬化や心臓病など、さまざまな症状の原因となります。減塩と適度な運動を心がけ、定期的に血圧を測り自分の血圧を知っておきましょう。

松井田保健センターにて下記の日程(毎月第2金曜日)で、保健師、管理栄養士による血圧測定、体脂肪測定、健康相談を行っています。予約は必要ありません。お気軽にお出かけください。

実施日		時間
5月11日(金)	7月13日(金)	午前9:30~11:30
6月8日(金)	8月10日(金)	

次回は、6月に『歯の健康とたばこ』を予定しています

問合せ▶本庁健康づくり課保健指導係(☎内線1173)

もしあなたが市税を滞納してしまうと

～5月は「税込確保強化月間」として滞納処分を強化します～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期内に納税している大多数の市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、悪質な滞納者に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。

5月は「税込確保強化月間」として、納税相談もなく納付のない人には、市職員がそのお宅を訪問し、納税の催告を行います。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

○納税は国民の義務です（日本国憲法第30条）

大多数の人は納期内に納税いただいておりますが、支払能力があるにも関わらず遊興費・借金の返済・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない滞納者に対しては、預貯金・給与・年金・生命保険・不動産などの差押を執行し、強制的に徴収しています。

○納税は納期内納付が大原則です

納期限日を経過し、督促状発送日から10日を経過したときは「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と明記されています（地方税法第331条など）。その後、催告書などに対しても納税および連絡がない場合は、滞納者の財産調査をし（国税徴収法第141条）、財産の差押を執行します。

なお、市税滞納に関する財産調査については、個人情報保護法には一切抵触しません。

○「タイヤロック（車輪止め）」を導入して自動車などの差押を実施します

差押した自動車（二輪車を含む）を運行・使用させないための措置として、自動車のタイヤ部分に装着して（写真下）運行不能状態にし、レッカー移動します。それでも納税いただけない場合はインターネット公売などで売却します。

なお、自動車差押に要した経費についても、滞納者本人の負担となります。



○差押した動産（絵画など）・不動産はインターネットなどで公売しています

平成23年度もYahoo!JAPANが運営する官公庁オークションのサイト上で、差押した絵画をせり売りにて売却しました。今後は自動車もインターネット公売していきます。

不動産については、今年度も西部県税事務所などと合同で公売する予定です。

○延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ年14.6%（納期限日の翌日から1カ月の期間は平成24年中は4.3%）で計算され、徴収します。

平成22・23年度滞納処分の差押件数・換価状況 2月末現在での比較

年 度	平成22年度	平成23年度
預貯金	278	468
給与・年金	17	20
生命保険	16	32
国税還付金	5	30
売掛金・賃料ほか	10	10
不動産	8	51
計	334	611
換価による税込	17,368,804円	26,634,038円

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

平日に納税相談ができない人のために、下表のとおり夜間窓口を開設します。

開設日	5月1日(火)	時間	午後8時まで
	5月31日(木)		
開設日	7月2日(月)	場所	本庁収納課
	7月31日(火)		

●日曜納税相談窓口

5月の「税込確保強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	5月27日(日)	時間	午前9時から正午まで
場所	本庁収納課		

問合せ▶本庁収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

軽自動車税 身体障害者等に対する減免について (平成24年度版)

市では、身体障害者・戦傷病者・知的障害者または精神障害者(以下「身体障害者等」といいます。)で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免となります。

なお、自動車税(県税)の減免制度については、自動車税事務所、西部県税事務所へお問い合わせください。

◎減免の対象となる範囲

減免の対象となる範囲は、身体障害者等の区分によりそれぞれ下表のとおり限定されています。

区分	軽自動車等の所有者 ※(注)①②	軽自動車等の運転者	該当する障害の程度 ※(注)⑤	軽自動車等の 使用目的
身体障害者	本人	本人	別表1(ア)の等級に該当する場合	身体障害者等の通学・通院・通所・生業・もしくは日常生活のため ※身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転または同乗)のみ減免対象となります。
		生計を一にする人または常時介護する人※(注)③④	別表2(ア)の等級に該当する場合	
	生計を一にする人	本人	別表1(ア)の等級に該当する場合	
		生計を一にする人	別表2(ア)の等級に該当する場合	
戦傷病者	本人	本人	別表1(イ)の等級に該当する場合	身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転または同乗)のみ減免対象となります。
		生計を一にする人または常時介護する人	別表2(イ)の等級に該当する場合	
	生計を一にする人	本人	別表1(イ)の等級に該当する場合	
		生計を一にする人	別表2(イ)の等級に該当する場合	
知的障害者	本人	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合	身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転または同乗)のみ減免対象となります。
		生計を一にする人または常時介護する人		
	生計を一にする人	本人		
		生計を一にする人		
精神障害者	本人	本人	精神障害者保健福祉手帳に「一級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合	身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転または同乗)のみ減免対象となります。
		生計を一にする人または常時介護する人		
	生計を一にする人	本人		
		生計を一にする人		

- (注) ①「軽自動車等」とは、原動機付自転車、軽自動車(二輪、三輪、四輪のもの<乗用・貨物>)小型特殊自動車および二輪の小型自動車のことです。
 ②「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車等の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証等)の所有者・使用者欄(所有権留保の場合は使用者の欄)に記載されている人です。
 ③「生計を一にする人」とは、原則として同一世帯の人です。
 ④「常時介護する人」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する人です。
 ⑤身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。

◎注意していただくこと

- 課税の期日である4月1日現在において、身体障害者等の障害の程度が該当していなければなりません。
- 身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、身体障害者等1人に対して主として使用する軽自動車等1台(普通自動車等含む)に限られます。そのため、減免を受けている人が新たに取得する軽自動車等の軽自動車税の減免を受けようとする場合には、既に減免を受けている軽自動車等を抹消登録または移転登録する必要があります。
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免の対象となりません。

◎減免申請の手続き(窓口での申請に限ります)

課税期日の4月1日現在において、定置場が安中市であり、軽自動車検査協会群馬事務所(三輪、四輪の軽自動車)、関東運輸局群馬支局(二輪の小型自動車および二輪の軽自動車)、安中市役所(原動機付自転車)に登録がある軽自動車等をお持ちの方は、納期限日(通常5月末日)の7日前までの開庁日に本庁税務課諸税証明係または支所住民課税務保険係で減免の申請をしてください。

◎減免申請に必要な書類など

- 手帳など(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証)
 - 軽自動車税減免申請書(本庁税務課および支所住民課税務保険係窓口にあります)
 - 減免を受けようとする軽自動車等を運転される人の運転免許証またはそのコピー(表裏両面)
 - 自動車検査証または軽自動車届出済証またはそのコピー
 - 印鑑(認印で可)
 - 減免を受けようとする軽自動車等の軽自動車税納税通知書
- ※必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合があります。

◎翌年度も継続して減免を希望される場合

減免が承認された翌年度以降も、継続して減免を希望される人については、毎年度文書にて減免申請をしていただく必要があります。減免承認は、自動更新されませんのでご注意ください。そのため、毎年2月に、減免を承認されている人に現況を確認させていただくための、伺い文書を送付させていただいております。前年と状況に変更がない人は、伺い文書にご回答をいただくだけで手続きは済みます。ですが、乗っていた軽自動車等を買い換えた等、ご回答の内容によっては市役所本庁または松井田支所の窓口にて、手続きが必要な場合があります。その場合、該当される人には軽自動車税納税通知書送付時に、手続きのご案内を同封させていただきますので、よろしくお願いたします。

◎身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

別表1 身体障害者等本人が運転する場合
(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	等級	
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2・3級	
平衡機能障害	3級	
喉頭摘出による音声機能障害	3級	
上肢機能障害	1・2級	
下肢機能障害	1～6級	
体幹機能障害	1～3・5級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1・2級
心臓機能障害	1・3級	
じん臓機能障害	1・3級	
呼吸器機能障害	1・3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3級	
小腸の機能障害	1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

別表2 生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合
(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	等級	
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2・3級	
平衡機能障害	3級	
喉頭摘出による音声機能障害	—	
上肢機能障害	1・2級	
下肢機能障害	1～3級	
体幹機能障害	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1・2級
心臓機能障害	1・3級	
じん臓機能障害	1・3級	
呼吸器機能障害	1・3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3級	
小腸の機能障害	1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	等級
視覚障害	特別項症・第1～4項症
聴覚障害	特別項症・第1～4項症
平衡機能障害	特別項症・第1～4項症
喉頭摘出による音声機能障害	特別項症・第1～2項症
上肢機能障害	特別項症・第1～3項症
下肢機能障害	特別項症・第1～6項症・第1～3款症
体幹機能障害	特別項症・第1～6項症・第1～3款症
心臓機能障害	特別項症・第1～3項症
じん臓機能障害	特別項症・第1～3項症
呼吸器機能障害	特別項症・第1～3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症・第1～3項症
小腸の機能障害	特別項症・第1～3項症
肝臓機能障害	特別項症・第1～3項症

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	等級
視覚障害	特別項症・第1～4項症
聴覚障害	特別項症・第1～4項症
平衡機能障害	特別項症・第1～4項症
喉頭摘出による音声機能障害	—
上肢機能障害	特別項症・第1～3項症
下肢機能障害	特別項症・第1～3項症
体幹機能障害	特別項症・第1～4項症
心臓機能障害	特別項症・第1～3項症
じん臓機能障害	特別項症・第1～3項症
呼吸器機能障害	特別項症・第1～3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症・第1～3項症
小腸の機能障害	特別項症・第1～3項症
肝臓機能障害	特別項症・第1～3項症

戦傷病者手帳の等級欄の記載について

- ・旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は本表の第2款症
- ・旧第2款症は本表の第3款症、したがって、旧第3款症は該当しません。



問合せ先▶

軽自動車税について↓

本庁税務課諸税証明係(☎内線1063)
支所住民課税務保険係(☎内線2161)

自動車税について↓

自動車税事務所(☎027-263-4343)
西部県民局西部県税事務所(☎027-322-6297)

年に1度の健診であなたの健康チェックを

健診の流れ



受診期間など

受診期間	個別健診：平成24年6月1日～平成24年11月30日 集団健診：P15の日程表のとおり
受付時間	午前中のみ（集団健診は午前9時～11時30分）
料金	無料
受診場所	P14の医療機関またはP15の集団健診会場（どちらか一方で受けられます） ※集団健診は地区割りにより実施していますのでご協力をお願いします
受診時に持参するもの	①ご自身の 保険証 ② 特定健康診査（後期高齢者健康診査）受診票・受診券 ③ 採尿した尿容器 （集団健診のみ）
受診時の注意	①朝食は食べずに受診してください（薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください） ②質問票は必ず記入してください ③安中市国民健康保険から抜けた人は受診できません ※万一、受診した場合は 全額自己負担 になりますので、十分注意してください ④個別健診と集団健診のいずれか一方で受診してください ※重複して受診した場合は後から受けた健診費用が 全額自己負担 になります ⑤後期高齢者医療加入者で市外に転出した人は受診できません ⑥安中市人間ドックとの重複受診はできません ⑦医療機関によっては予約が必要な場合があります ⑧肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者：肝炎ウイルス検診を受けたことがない人） ⑨平成23年度から、腎機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施しています
結果通知	医療機関または市から郵送でお知らせします

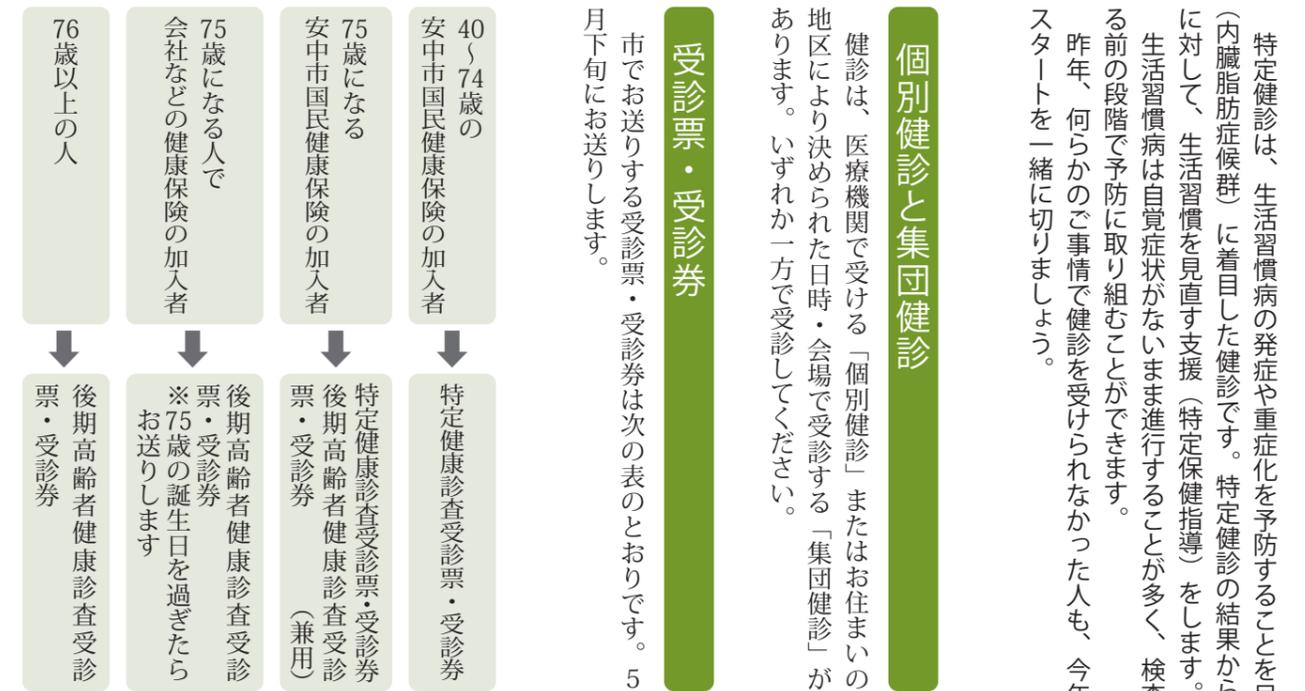
検査内容

基本的な健診項目（必須項目）	
診察など…問診・身体計測・理学的所見・血圧測定	
脂質…中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール	
代謝系…空腹時血糖・HbA1c・尿酸	肝機能…GOT・GPT・γ-GTP
尿・腎機能…尿たんぱく	
詳細な健診項目（医師が必要とした人のみ）	
貧血…赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット	その他…心電図検査・眼底検査

※生活保護をうけている40歳以上の人の健診も同時に実施します

平成24年度 特定健診・後期高齢者健康診査のご案内

特定健診・特定保健指導でメタボリックシンドロームを防ごう



特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い人に対して、生活習慣を見直す支援（特定保健指導）をします。生活習慣病は自覚症状がないまま進行することが多く、検査結果の変化を見ることで、異常が出る前の段階で予防に取り組むことができます。昨年、何らかのご事情で健診を受けられなかった人も、今年は健診を必ず受けて、健康づくりのスタートを一緒に切りましょう。

個別健診と集団健診

健診は、医療機関で受ける「個別健診」またはお住まいの地区により決められた日時・会場で受診する「集団健診」があります。いずれか一方で受診してください。

受診票・受診券

市でお送りする受診票・受診券は次の表のとおりです。5月下旬にお送りします。

75歳以上の人は

75歳以上の人の健診も同じ会場、同じ医療機関で実施しています。健診項目はほぼ同じですので、生活習慣病の予防のため、健康管理のため、積極的に受診しましょう。なお、75歳以上の人で生活習慣病などで定期的な治療を受けている人は健診を受ける必要はありません。

会社などの健康保険加入者のご家族は…

※加入されている健康保険から受診券、受診できる医療機関、日時などの案内がありますので、詳しいことはご加入の健康保険にお問い合わせください
※P14でお知らせする医療機関では、会社などの健康保険に加入しているご家族の皆さんも特定健診を受けることができます

※4月1日以降に安中市国民健康保険に加入した人で、受診を希望する人はお問い合わせください

問合せ▼本庁国保年金課国保係（☎内線1113・1114）



集団健診会場・日程表

- ◆受付時間 **午前9時～11時30分**
- ◆持参するもの ご自身の**保険証、受診票・受診券**と採尿した**尿容器**
- ◆朝食を食べずに受診しましょう。(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください)
食後に受診すると血糖値や中性脂肪値が上がるなど正確なメタボ判定ができません。

安中地域

地区	会場	実施日	該当地区
安中	安中市保健センター(市役所本庁内)	9月21日(金)	1区・6区・7区
		9月24日(月)	2区・2-2区
		9月25日(火)	3区・11区
		9月26日(水)	4区・9区
		9月28日(金)	5区
		10月12日(金)	8区・10区・12区
原市	原市公民館	9月10日(月)	1区・2区
		9月11日(火)	3甲区・3乙区
		9月12日(水)	4区
		9月13日(木)	5区・6区
		9月14日(金)	7区・8区・9区
磯部	磯部公民館	10月9日(火)	1区1組～17組・2区
		10月10日(水)	1区18組～34組・3区
		10月11日(木)	1区35組～51組・4区・5区

地区	会場	実施日	該当地区
東横野	東横野公民館	10月15日(月)	1区・2区・5区
		10月16日(火)	3区・4区・6区
岩野谷	岩野谷公民館	10月22日(月)	1区・2区・3区・4区
		10月23日(火)	5区・6区・7区
板鼻	板鼻公民館	10月17日(水)	1区・2区
		10月18日(木)	3区・4区
		10月19日(金)	5区
秋間	秋間公民館	10月3日(水)	1区・3区
		10月4日(木)	2区・みのりが丘区
		10月5日(金)	4区・5区
後閑	後閑公民館	10月1日(月)	1区・5区
		10月2日(火)	2区・3区・4区

松井田地域

地区	会場	実施日	該当地区
松井田	松井田保健センター(松井田支所内)	9月3日(月)	源ヶ原・上本町・本町・新堀中宿・琵琶ノ窪
		9月4日(火)	新町・森崎・上町・仲町
		9月5日(水)	下町・紺屋町・北横町・南横町・新田
白井	白井小学校 横川東住民センター	8月24日(金)	五料西・五料中・五料東
		8月28日(火)	横川東・横川西
坂本	入牧生きがいセンター 坂本公民館	8月27日(月)	入牧1区・2区
		8月29日(水)	坂本1区・2区・原
西横野	西横野定住センター 八城西住民センター	9月18日(火)	大王寺・二軒在家・法正寺・塚原
		9月19日(水)	烏留北・烏留南・別所・上人見・高野谷戸
九十九	九十九創作館	9月27日(木)	八城西・八城東・行田
細野	細野ふるさとセンター	9月20日(木)	下増田・小日向・国衛百石・高梨子
		9月6日(木)	上増田東・上増田西
		9月7日(金)	土塩西・土塩東・新井

休日健診 ※平日都合がつかない人

会場	実施日
松井田保健センター(松井田支所内)	8月26日(日)
安中市保健センター(市役所本庁内)	9月23日(日)
	10月14日(日)

※結核検診・前立腺がん検診・胃がんリスク検診を同時に行います
※受診票が異なりますので、申し込んだ人は忘れずに持参してください

問合せ▶本庁国保年金課国保係 (☎内線1113・1114)

実施医療機関 (個別健診)

医療機関名 (50音順)

アミヤ医院	☎385-1511	城田医院 ※2	☎385-7858
有坂内科医院 ※2	☎381-0485	須藤病院 ※1 ※2	☎382-3131
いのうえ整形外科内科 クリニック	☎380-1717	高橋医院 ※2	☎382-2210
いわい中央クリニック ※2	☎381-2201	田口医院	☎393-1731
上杉医院 ※2	☎381-0448	武井内科循環器科	☎393-1005
大貫クリニック ※2	☎380-1181	半田内科医院	☎385-6031
おにかた医院 ※2	☎385-1351	藤巻医院	☎393-1324
くろさわ医院	☎393-5311	堀口医院 ※2	☎381-0229
公立碓氷病院 ※1 ※2	☎385-8221	本多病院	☎382-1255
櫻井内科医院 ※2	☎385-8551	松井田病院 ※1	☎393-1301
さわやかクリニック ※2	☎382-8111	みやぐち医院 ※1 ※2	☎384-1126
正田病院 ※1 ※2	☎382-1123	茂木内科医院 ※2	☎382-2510

※1…眼底検査が可能な医療機関です

※2…予約が必要な医療機関です

注意事項

- ◆保険証と受診票・受診券は必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆午前中のみ受診となります。朝食を食べずに受診してください。(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください)
- ◆医療機関によっては予約が必要な場合があります。
- ◆会社などの健康保険に加入しているご家族の特定健診も上記医療機関で受診することができます。
- ◆平成24年度より、特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診する人に限り、結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診が医療機関でも受けられます。ただし、医療機関によっては各種検診(結核・大腸・前立腺がん)を受けられない場合もありますので5月下旬に郵送する受診票・受診券と同封のしおりでご確認をお願いいたします。



ーリレー・エッセイー

男女共同参画推進委員会

第14回

男女でさええあう地域づくり

安中市男女共同参画推進委員会委員

田島 勲



東日本大震災から一年が経ちましたが、被災地では今なお厳しい生活が続いています。未曾有の大震災を経験し、多くの教訓を得た私たちは、災害に対する考えを見直し、今後の防災に活かしていかなければなりません。そして、この出来事と同時に地域社会のあり方も問われました。近年、少子高齢化や核家族化が進み、独居世帯も増加傾向にあります。孤独死などは私たちの身近なところでも起こっており、人間関係の希薄化が問題となっています。

現在、各地域では世代を超えて交流できる場として、公民館活動や文化祭、敬老会、地元の保育園や小学校との交流会、ふれあいサロンなどが行われています。このような機会を活用しながらみんなの絆をより一層強め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、いざという時に、助け合い、支え合える地域を作り上げていく必要があります。地域の中では、どのような場面においても女性の力は必要とされ、多くの女性が女

性ならではの工夫や気配りを発揮し、各地域で活躍しています。

震災後、各地で防災計画の見直しや自主防災組織の立ち上げなどが行われています。計画を作るにあたり、きめ細やかな女性の視点を活かし、女性特有の気づきや考えを取り入れることによって、お年寄りや子ども、障がい者などの弱者にとって安心できる計画になります。また、それは、すべての人にとっても安心できる計画になるのではないのでしょうか。

今こそ、女性も男性も、お互いを尊重し合い、一人一人が持てる力や個性を發揮し、強い絆で結ばれた地域社会を一緒に作っていきましょう。

問合せ▼本庁企画課女性政策係
(☎内線1021)



男女共同参画情報メールサービスについて

内閣府男女共同参画局では、活動状況を国民の幅広い層に対して発信することを目的として、情報メールを発行しております。

詳細は、ホームページでご確認ください。

男女共同参画局ホームページ▶

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

おめでとう

ございいます

叙勲

瑞宝双光章(高齢者叙勲)

中島 二郎さん(松井田町五料)



訪問看護コールセンターが設置されました

訪問看護はどんな人が受けられるのか? どうすれば訪問看護を受けられるのか? など経験ある看護師が相談に応じますので、療養者・ご家族・ケアマネジャー・病院関係者・地域の人などどなたでもご相談ください。相談に費用はかからず、秘密も厳守いたします。

問合せ・連絡先▼群馬県看護協会

〒371-0007

前橋市上泉町1858-7

(☎027-230-2002)

(FAX027-230-2003)

5月の催し物ガイド

ホール

※その他のイベントは市HPをご覧ください

西毛恵謡会 民謡発表会

20日(日) 9:30~16:00 入場:無料

問合せ:西毛恵謡会(☎381-1056)

中学吹奏楽西部地区ソロコンテスト

26日(土) 10:00~ 入場:500円

問合せ:安中二中 柴田(☎385-7857)

琴城流大正琴・愛好会安中扇城

「第2回夢を呼ぶ仲間コンサート」

27日(日) 13:00~16:00 入場:無料

問合せ:琴城流大正琴・愛好会安中扇城

(☎382-2522)

碓氷教育会総会

28日(月) 15:30~17:00 入場:関係者

問合せ:東横野小学校 鬼形(☎382-5773)

学習室など

※その他のイベントは市HPをご覧ください

市民パソコン教室

毎週木・土曜日(3・5日を除く) 13:30~15:30

会場:2Fパソコン室 入場:無料

おもしろ科学教室「風船竹とんぼを作ろう」

20日(日) 9:30~12:00

会場:3F大会議室 入場:要申込み

問合せ:安中市文化センター(☎381-0586)

図書読み聞かせ

26日(土) 14:00~15:00

会場:1F談話コーナー 入場:無料

問合せ:安中市図書館(☎381-0529)

問合せ▶安中市文化センター

☎381-0586

午前8時30分~午後5時15分の間

休館日はP24をご確認ください

●今月のピックアップ

市民パソコン教室
パソコンに関してお困りの皆さんをボランティア講師がサポートします。
※ノートパソコンの持込も可
日時▼毎週木・土曜日
午後1時30分~3時30分
場所▼文化センターパソコン室
料金▼無料
※予約不要、直接会場へお越しください
※開催日程はイベントカレンダーをご覧ください

初心者パソコン講座
パソコン初心者のために、ボランティア講師によるパソコン講座を開催しています。パソコン操作の基礎からワード、メール、エクセルなど、内容別の講座です。
1講座計12時間で、年3回を予定しています。今年度第1回は6月16日~7月7日の期間内に4種類計7講座を開催いたします。詳しくはおしらせ版5月21日号をご覧ください。皆様のご応募をお待ちしております。

安中市文化センター 催し物ガイド

ANNAKA

5月の催し物ガイド

大ホール

2012ぐんまふれあいフェスティバルin安中

26日(土) 10:00~15:00

主催:連合群馬安中地域協議会

入場:無料

※詳細は連合群馬安中地域協議会

(☎382-7521 月~金 10:00~16:00)へ

お問い合わせください

小ホール

放射能学習会

19日(土) 13:30開場 14:00開演

主催:放射能から子どもを守ろう安中の会

入場:300円

●今月のピックアップ

いっこく堂 with Dr.LEON

VOICE ILLUSION VS. MAGIC ILLUSION



今までの腹話術のイメージを覆し、「ボイス・イリュージョン」という新しい分野を開拓したいいっこく堂と多岐なジャンルのマジックが国内外で高く評価され、様々なマジックの賞を受賞している

Dr.レオンとのイリュージョン対決。
日時▼平成24年8月5日(日)午後2時~(開場:午後1時30分)チケット▼全席指定
※松井田文化会館窓口にて5月19日(土)午前9時から前売開始
※当日券はございません

当日	前売	
4,000円	3,500円	大人
3,500円	3,000円	高校生以下

松井田文化会館 催し物ガイド

MATSUDA

問合せ▶松井田文化会館

☎393-4400

午前8時30分~午後5時15分の間

休館日はP24をご確認ください



生涯学習だより

家庭教育カウンセリング初級講座

市教育委員会では、カウンセリングの技法や理論と共に良い人間関係を築くための心を学び、家庭教育にいかしてもらうために家庭教育カウンセリング講座を次のとおり行います。

講義・実習	講座内容・講師	会場	実施日時	講義・実習 ▼午前9時45分～ 午前10時～ 正午
講義① 家庭教育とカウンセリング	～家庭教育にカウンセリングマインドをいかそう～ 安中市カウンセリング研究会 小森谷雄二先生	安中市文化センター 2階 学習室 ほか	6月7日(木)	
講義② 子どもの理解	～子どもの発達と心理～ 安中市カウンセリング研究会 森田房枝先生		6月14日(木)	
講義③ 子どもと家族の関係	～相談にみる家族関係～ 元市立安中小学校長 上原素次先生		6月21日(木)	
講義④ 子どもの問題行動	～問題行動について～ 目白大学教授 大崎広行先生		6月27日(水)	
講義⑤ カウンセリングの基礎技術	～カウンセリングの進め方と技術～ 安中市カウンセリング研究会 高橋洋子先生		7月5日(木)	
実習① ロールプレイ	～カウンセリングの実践的練習～ 小グループに分かれての実習		7月12日(木)	
実習② ロールプレイ			7月13日(金)	

※講座を修了すると「カウンセリング初級」に認定されます
 ※初級認定は、県で開催される「カウンセリング専門講座」の参加基礎資格となるものです
募集人数▶24人
参加料▶無料
その他▶○昨年度受講者で不足単位がある人は、本年度の不足講義受講で認定となります。
 ○筆記用具とファイルなどをご用意ください。
申込み・問合せ▶生涯学習課社会教育係まで電話またはFAXでお名前・電話番号をお知らせください
 (☎内線2241 FAX393-5167)



平成23年度人権作品集「おもいやり」から サッカーの試合で学んだ人権

安中市立松井田南中学校

一年 山田 光将

三月十一日、東日本大震災がおこりました。東北地方は津波におそれ、福島原子力発電所が大変なことになってしまいました。それからしばらくして、日本は復興のために協力し合い、絆を深めてこの危機をみんなで乗り越えようとしているときのことです。

サッカー日本代表のゴールキーパーで、ワールドカップ南アフリカ大会にも出場した川島選手。大会での活躍が認められ、ベルギーのチームに移籍しました。川島選手はレギュラーを取り、一番後ろからチームを盛り上げ、頑張っていました。そんな中、試合中に、相手チームのサポーターが「フクシマ。フクシマ。フクシマ。」と川島選手に対してフクシマコールを送りました。川島選手は激怒し、審判に抗議しました。その後、相手チームは謝罪しました。ぼくはこの出来事を知って、

「日本は復興に向かって頑張っているのに、つらくて悲しい災害を利用し、人を傷つけるなんて最低なことだ。」と腹が立ちました。自分が直接言われたわけではないけれど、川島選手と同じ怒りや悔しさを感じたと思います。ぼくは、悪口はいけないことだと改めて学びました。

最近、悪口の言い合いからどんどんエスカレートしていき、暴力的なケンカになったことが、身近にありました。結果的に互いの気持ちが落ち込んでいき、周辺の雰囲気まで悪くなってしまう。こうなる前に、悪口を言う人を注意すればよかったと後悔しています。もつと相手の気持ちを考え、思いやるのが大切だと感じました。

ある日、テレビを見ていたら「長い棒に短い棒。支えあつたら人になる。支えるから人なんだ。支えられるから人なんだ。」という言葉が流れていました。「支えるから人なんだ」という言葉がすごく心にひびきました。これからは、人と支え合い助け合いながら生きていきたいです。そして、すべての人が

幸せになり、差別や戦争のない世界になってほしいです。

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

学習の森

だより

No.74

『安中の1000年』

ふるさと人物伝③「磯貝雲峰」その3

学習の森 文化財係

雲峰の晩年は、寂しいものでその死を知るものは母校同志社の関係者でさえ数えるほどでした。唯一、かつての師であり、同級生でもあった柏木義丹だけが、その死を徳富蘆花ら関係者に伝えたのでした。

日本の古い詩形である和歌を学び、更には新体詩の先駆をなした雲峰でしたが、日本に於いて口語自由詩などの新しい詩形が大きく花開くのは、萩原朔太郎や大手拓次らが活躍する大正期を待たねばならず、雲峰自身はやがて文壇からも忘れられました。

雲峰の名が再び脚光を浴びたのは、その死から40年以上経った昭和15年のことでした。英文学者であり、詩人でもあった山宮充がラジオ番組の中で、明治中期の国詩について講演し、その中で雲峰の業績に触れたのでした。偶々これを聞いた雲峰の甥にあたる海軍大佐内田市太郎が、山宮に相談のうえ雲峰に関係の深い徳富蘇峰（蘆花の兄）に撰文を依頼し、顕彰碑を九十九村の生家近くに建てたのでした。碑文には、雲峰の生涯とその業



平成23年度「文化財愛護ポスター」優秀作品（敬称略）
町田 和希（松井田南中1年）

績と共に、「早蕨の折りし昔よしのばれて 恋しくなりぬ故郷の山」の和歌が刻まれています。戦後になると、母校同志社の二人の研究者から

「磯貝雲峰と明治文学」（重久篤太郎・昭和38年）
「磯貝雲峰とその詩碑（手塚竜麻・昭和36年）」
「薄倅の詩人・雲峰」（同・昭和41年）が発表され、更には、河野仁昭氏（同志社社史資料室長）によって雲峰研究の決定版とも言える「磯貝雲峰の生涯と文学」が昭和60年発表され、その生涯と作品について詳細に研究評価がなされました。

また、雲峰の作品については、「日本現代詩大系」第1巻（昭和49年）に「知盛卿」ほか2編が掲載され、最近では雲峰の縁戚にあたる内田忠之氏（旧月夜野町在住）が平成元年「新体詩の先駆者―磯貝雲峰作品集」を刊行し、和歌から小説、評論に至るまで埋もれていた作品群が幅広く紹介されました。安中市においては、故半田喜作氏が平成10年「磯貝雲峰」を刊行し、郷土出身の詩人の生涯と作品を紹介しています（終わり）。



磯貝雲峰の碑

竹細工講座

- 日程▶6月3・10・17・24日、7月1日（すべて日曜日）
- 時間▶午前10時～正午
- 講師▶磯貝晴之氏（竹の会代表）
- 制作物▶めかいかご・材料作り
- 場所▶生涯学習施設 創作工房4
- 定員▶12人（先着順）
- 材料費▶1,500円
- 申込み▶5月16日（水）8時30分から電話にてお申し込みください。

問い合わせ先▶
安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623
Mall: furusato@des.city.annaka.gunma.jp

機織り講座

- 今回は裂き織りから一歩進んで糸で織り上げますので、昨年度の機織り講座を受講した人もしくは経験者を対象とさせていただきます。希望者には縦糸の張り方からお教えします。
- 日時▶5月13日（日）全員参加（組み分け）
19日（土）20日（日）一組目製作
26日（土）27日（日）二組目製作
午前10時～正午
- 制作物▶敷物（短2枚もしくは長1枚）
- 講師▶坂田美波氏
- 場所▶生涯学習施設 創作工房3
- 定員▶10人（先着順）
- 材料費▶1,000円
- 申込み▶5月3日（木）8時30分から電話にてお申し込みください。



松井田西中学校閉校式

3月26日(月)に松井田西中学校で閉校式が行われました。閉校式には生徒、教職員、地域の皆さんや関係者など約150人が参加し、ハンドベルの演奏や合唱などが行われ50年の歴史に幕を下ろしました。



五料ひな人形展

2月7日(火)から3月25日(日)まで、五料の茶屋本陣と旧安中藩郡奉行役宅でひな人形展が開催されました。3月8日(木)には松井田第一・第二保育園の園児たちが五料の茶屋本陣を訪れ、約1,000体ものひな人形を前に歓喜していました。



松井田地区児童・生徒作品展、ひな市作品展

3月1日(木)に松井田小学校体育館で松井田地区児童・生徒作品展が開催され、会場には586点の作品が展示されました。また、ゆうあい館では、ひな市作品展が開催され、多くの人で賑わいました。



100歳おめでとうございます

佐藤はるさん(原市 写真左上)、大河原フサさん(嶺 写真左下)、上原邦男さん(東上磯部 写真右上)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからもお元気にお過ごしください。



早春フェスティバル

3月1日(木)から4日(日)にかけて、安中市文化センターで展示発表、茶席および舞台発表など多数の団体が参加して、安中市文化協会安中支部第10回早春フェスティバルが開催され、会場は多くの人で賑わいました。



桑の植樹プロジェクト

3月3日(土)に、日本蚕糸絹業開発協同組合が主催する「桑の植樹プロジェクト」が松井田町上増田で行われました。この事業は絹産業の発展を目的として行われ、当事業に賛同した全国の呉服小売店などから関係者が出席し、計650本の桑を植樹しました。

あいことばは「いかのおすし」～子どもを犯罪から守りましょう～



暖かくなり子どもたちの行動半径もぐっと広がってきました。親にとっては事件や事故に巻き込まれないかと心配な事も増えてきます。家族で子どもの安全について考えましょう。

- ◎ **緑の募金 推進キャンペーン**
緑化用苗木の配布
春の緑化運動の一環として、安政遠足前夜祭の中で、温州みかん、ジュンベリー、ブルーベリー、オリブ、ハナカイドウなどの苗木約200本を配布しますので、お出かけください。
※樹種、本数の変更がある場合もあります
日時▼5月12日(土) 午前11時
場所▼安中市文化センター 駐車場
※苗木1本につき、200円以上を緑の募金にご協力ください
問合せ▼谷津庁舎農林課 政係(☎内線3215)
- ◎ **第一回 安中市頰椎損傷者 展示会を開催します**
日時▼5月9日(水) 16日(水) 午前8時30分～午後5時15分
場所▼市役所本庁一階ロビー
内容▼絵・書道などの展示
※9日は11時から開会式を行います
問合せ▼本庁福祉課障害福祉係(☎内線1159)

◎ **富岡市かぶら文化ホール 鑑賞モニターを募集します**
かぶら文化ホールでは、利用者の皆さんの声を今後のホール事業運営に反映させるため、平成24年度鑑賞モニターを募集します。
期間▼平成24年7月～平成25年3月
人数▼10人程度
対象者▼
①県内在住・在勤の18歳以上の人で、予定されている対象事業をすべて鑑賞できる人(高校生・かぶら文化ホールモニター経験者は除く)
②かぶら文化ホールのホームページにおいて、意見の一部を公開することに賛同いただける人(個人情報に関することは年齢・性別のみ公開)
対象事業▼

日 程	事業内容
平成24年8月25日(土)	小林幸子スペシャルコンサート
平成25年1月14日(月・祝)	劇団四季ミュージカル「王様の耳はロバの耳」
平成25年2月11日(月・祝)	仲道郁代 ピアノコンサート
平成25年3月3日(日)	ウルトラマンライブEX2013
未定	陸上自衛隊第十二旅団音楽隊コンサート
未定	映画1本

応募方法▼官製はがき、またはFAXで郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号・勤務先・興味のあるジャンルおよび「モニター希望理由」(簡単に結構です)を明記の上、6月23日(土)必着でご応募ください。当選者には7月上旬に通知いたします。
問合せ・応募先▼富岡市かぶら文化ホール
〒370-1234 富岡市上黒岩1674-1
(☎0274-6011230、FAX0274-6011231)

健康づくり課よりお知らせ ～結核検診・各種がん検診をお申し込みした人へ～

5月下旬に「各種検診のしおり」および結核検診・各種がん検診の受診票をお申し込みした人へ郵送します(乳がん・子宮がん集団検診を除く)。
また、本年度より特定健診・後期高齢者健診を市内医療機関で受診する人については、同時に結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の受診が可能となりました。各種検診の日程や受診の方法については、受診票と同封された「各種検診のしおり」をご覧ください。個別検診か集団検診のどちらか一方を選択して受診してください。
問合せ▶本庁健康づくり課予防係(☎内線1172)

「流行」には、のらないで 予防が大切インフルエンザ



- ◎ **訓練生募集(7月入所生)**
高崎市山名町の職業訓練校で訓練生を募集します。授業料は無料。求職中で就職を希望する人が対象です。
募集訓練コース▼CAD/NC技術科、電気設備科、電気サービス科、機械加工技術科、シーケンスエンジニア科
募集期間▼4月9日(月)～6月4日(月)
申込み▼各公共職業安定所
問合せ▼(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター群馬 訓練課(☎027-34713736)
※毎週火曜日の午後1時から見学会を実施しています(申込み不要)
※詳細は、ホームページをご覧ください
(http://www.3jeed.or.jp/gunma/poly/)

市民 INFORMATION

市役所
〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:
http://www.city.annaka.gunma.jp
メールアドレス:
kouhou2@des.city.annaka.gunma.jp

- ◎ **「STOP!不法電波」**
総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締まりを強化します。
ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使しましょう。
問合せ▼関東総合通信局
○不法無線局による混信・妨害
(☎03-6238-1939)
○テレビ・ラジオの受信障害
(☎03-6238-1945)
○地上デジタル放送の受信相談
(☎03-6238-1944)

◎ **軽自動車税・自動車税の納期限は5月31日です**
軽自動車税と自動車税は、毎年4月1日現在(注)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬までに送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。
(注)4月1日現在とは、軽自動車税は1日の午後5時15分を指し、自動車税は1日の午前零時を指します。
納期限▼5月31日(木)
納税場所▼軽自動車税・自動車税それぞれの納税通知書の裏面をご確認ください。
その他▼口座振替納税をご利用の場合、5月31日(木)が振替日となりますので、預金残高を必ずご確認ください。これから申し込まれる場合は、25年度の納税からのご利用となります。
※窓口にて軽自動車税の車検用納税証明書の発行を申請する場合、5月31日から6月中旬にかけての期間は口座振替の確認ができないことがありますので、お手数ですが、記帳した通帳をご持参ください。
問合せ▼
○軽自動車税について:
本庁税務課諸税証明係(☎内線1063)
支所住民課税務係(☎内線2161)
○自動車税について:
群馬県自動車税事務所
(☎027-1263-4343)

お詫びと訂正
おしらせ版4月21日号6ページの健康相談と行政相談の欄に誤りがありました。
健康相談 5月11日(木)～5月11日(金)
行政相談 5月7日の会場は松井田支所第9会議室です。
お詫びして訂正いたします。

災害廃棄物処理計画を策定しました

市では、震災や水害で発生する災害廃棄物に対して、国の示した震災廃棄物対策指針および水害廃棄物対策指針に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、円滑かつ適正な処理の推進を図ることを目的に、災害廃棄物処理計画を策定しましたので、計画書をご希望の人は環境推進課までご連絡ください。
計画策定に先立ち、パブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見を多数いただき、計画に反映することができました。ご協力大変ありがとうございました。内容については、環境推進課までお問い合わせください。
また、ホームページでも掲載いたしますのでご覧ください。
問合せ▶環境推進課廃棄物対策係(☎内線1121)

相談案内

5月1日→6月15日

<p>行政相談 本庁 5/10・17 6/7 9時～12時 支所 5/7 6/4 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 本庁 5/11・18 6/1・15 13時～16時 ※要電話予約 法制課 (☎内線1043)</p> <p>人権相談 本庁・支所 5/17 13時30分～15時30分 6/1 13時30分～16時</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談(本庁子ども課) 月～金曜(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 5/11 6/8 9時30分～11時30分</p> <p>妊婦生活相談(母子手帳交付) 本庁・支所 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p>消費生活相談 本庁(消費生活センター) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 本庁 5/1・15 6/5 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎内線3221)</p> <p>無料納税相談 本庁 5/17 6/7 13時～16時 ※要予約 税務課 (☎内線1061)・住民課 (☎内線2161)</p>	<p>障害者相談 知的・身体障害者相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談(ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談(支所内青少年センター) 月・火・水・金曜日(祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談 電話相談・面接相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 本庁介護高齢課 (☎内線1189) 支所保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 毎週木曜日(祝日を除く) 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日(祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中商工会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 毎週火・水曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
--	--

健康通信

5月下旬に各種健診(検診)の申込者に対して受診票が個別に郵送されます。(乳がん・子宮がん集団検診を除く)
医療機関、日時および会場などは同封のしおりをご覧ください。申し込んでいない人で受診を希望する人は、本庁健康づくり課(☎内線1172)にお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

5月6日(日)・20日(日) 6月3日(日)
午前8時30分～正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (5月1日～6月15日)

5月		6月	
日	当番	日	当番
1日	C・D・R	1日	F・M・P
2日	E・N・W	2日	C・L・S
3日	H・Q・Z	3日	T・V・W
4日	I・O・U	4日	X・Y・Z
5日	B・F・P	5日	G・K・U
6日	J・L・S	6日	B・D・R
7日	A・T・V	7日	E・N・J
8日	M・X・Y	8日	A・H・Q
9日	C・G・K	9日	I・M・O
10日	D・R・W	10日	C・F・P
11日	E・N・Z	11日	L・S・W
12日	H・U・Q	12日	T・V・Z
13日	B・I・O	13日	U・X・Y
14日	F・J・P	14日	B・G・K
15日	A・L・S	15日	D・J・R

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。 【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

行事カレンダー

5月1日→6月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
5月		19 土	●第16回歩く健康づくり大会 「アプトの道(旧熊ノ平駅・めがね橋)散策コース」 (事前申し込みが必要です)	6月	
1 火			●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	1 金	
2 水			●「いっこく堂 with Dr.LEON」 チケット発売日 文化会館 9:00～	2 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
3 木			●第2回機織り講座 学習の森 10:00～12:00	3 日	●市民課休日窓口 8:30～12:00 ●第1回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00
4 金			●市民課休日窓口 8:30～12:00	4 月	●市民献血 本庁 10:00～12:00・13:00～15:30
5 土			●市民課休日窓口 8:30～12:00	5 火	●第2回安中市議会定例会開会(予定) 9:00～
6 日	●市民課休日窓口 8:30～12:00	20 日	●おもしろ科学教室 「風船竹とんぼを作ろう」 文化センター 9:30～12:00	6 水	●体育施設利用者調整会議(7～9月) 旧安中市屋外施設 スポーツセンター 18:30～
7 月			●第3回機織り講座 学習の森 10:00～12:00	7 木	●体育施設利用者調整会議(7～9月) 旧安中市屋内施設 スポーツセンター 18:30～
8 火		21 月			●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
9 水		22 火			●第2回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定)9:00～
10 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	23 水			●第2回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定)9:00～
11 金		24 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	8 金	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
12 土	●安政遠足前夜祭 中央体育館ほか ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	25 金		9 土	●第1回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00
13 日	●安政遠足 文化センター スタート8:00 ●碓氷関所大祭 碓氷関所跡 10:10～ ●第1回機織り講座 学習の森 10:00～12:00	26 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	10 日	●第2回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定)9:00～
14 月			●第4回機織り講座 学習の森 10:00～12:00	11 月	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～
15 火			●安中市消防隊水防訓練 県クレ射撃場西側広場 8:30～	12 火	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～
16 水		27 日	●第5回機織り講座 学習の森 10:00～12:00	13 水	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～
17 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	28 月		14 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
18 金		29 火		15 金	●第2回安中市議会定例会 閉会(予定)9:00～
		30 水			
		31 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30		



※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です
※第2回安中市議会定例会一般質問は12日(火)に全質問が終了した場合、13日(水)は休会となります。

休館のご案内

恵みの湯	5/1・15 6/5・19	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	5/1・7・8・14・21・28※ 6/4・11※
峠の湯	5/8・22 6/12	学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	5/1・2・8・9・10・11・15・22・29 6/5・12
鉄道文化むら	5/8・15・22・29 6/5・12	老人福祉センター	5/1・7・8・9・10・14・21・28 6/4・11
文化センター(※は図書館のみ休館です)	5/1・8・15・22・29・31※ 6/5・12		
文化会館	5/1・7・14・21・28・31 6/4・11		
碓氷川熱帯植物園	5/1・8・15・22・29 6/5・12		



EVENT



安政遠足侍マラソン

毎年恒例の侍マラソンが今年も開催されます。選手の力走に皆さんの熱い声援をお願いします。

日時▶5月13日(日)
スタート▶午前8時 旧安中城址(安中市文化センター)
参加人数▶1,500人(予定)

※12日には様々なイベントを行う前夜祭も行いますので、ぜひご参加ください
問合せ▶安中市スポーツセンター(☎382-2500)

第52回碓氷関所大祭

日時▶5月13日(日) 午前10時10分~午後3時
場所▶松井田町横川 碓氷関所跡
内容▶郷土芸能、露天商やお楽しみ行事など
問合せ▶支所地域振興課(☎内線2165)



CINEMA



映画鑑賞会 『ALWAYS 三丁目の夕日 '64』 (2D)

今や国民的映画となった「ALWAYS」シリーズ。本作も、前作・前々作に続き日本を代表するトップクリエイター、山崎貴監督が担当。

時代は昭和39年。オリンピック開催を控えた東京は、ビルや高速道路の建設ラッシュとなり、熱気に満ちあふれていた。そんな中、東京下町の夕日町三丁目で暮らす人々の人情味あふれる人間模様を描くシリーズ三作目。

日時▶6月24日(日)午前11時~・午後2時~(開場は各15分前)
チケット▶全席自由

Table with 3 columns: Category, Adult Price, High School and Below Price. Rows for Pre-sale and Day-of.

※松井田文化会館・安中市文化センターの各窓口にてチケット好評発売中
※前売りで完売した場合は、当日券はございません

「広報あんなか」および「おしらせ版」の問合せ先表示の変更について

広報あんなか 4月1日号およびおしらせ版 4月11日号から、市民の皆さんからの問合せなどをスムーズに行うため、各記事の問合せ先に内線番号をご案内しております。なお、本庁舎、松井田庁舎および谷津庁舎以外のご案内は今までどおりとなります。

例) 問合せ▶〇〇課□□係(☎382-1111) ➡ 問合せ▶〇〇課□□係(☎内線△△△△)

●問合せ方法

- ①382-1111に電話をかける ②電話交換手が出るので内線番号を伝える ③問合せ先へつながる

東日本大震災に関する義援金について

市では、被災者救援のため、次のとおり義援金の受け付けをしています。

受付窓口▶本庁福祉課社会福祉係(☎内線1152)
支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

受付期間▶平成24年9月30日(日)まで

義援金の取扱▶受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。



こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ http://www.jrc.or.jp/index.html